

「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例の一部改正（案）」の
パブリック・コメントに対する意見及び回答（市民からの意見）

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>「土地の埋立事業」についても喪失影響評価・保全措置を求めるほうが良いのではないかと思います。</p> <p>富士山麓の保全に獣害を減らすことも加えた場合「主要な野生鳥獣による森林被害」（農林水産省 令和4年度）より、山林での獣害の約7割がシカで木の皮を剥いで食べます。人口移動による一部地域の過疎化や高齢化による狩猟免許所持者の減少から富士山麓の野生動物は増加することに加え、富士山の観光客による食料廃棄などのマナー問題を合わせると獣害は拡大し、埋め立て施設と廃棄処分施設の区別する必要がなく、ブランド「富士ひのき」をシカなどの害獣が食べることにより生産量が減る危険を事前に把握し、早い時点での保全の必要があると思います。</p>	<p>改正後の条例では、重度開発に加え土地の埋立事業や廃棄物処分場設置事業といった「土地の改変事業」も条例の対象として明記し、林地開発許可制度の基準である1haを森林喪失影響評価の実施基準として、1ha以下の事業については実施不要、1haを超える事業については実施と判定することとしております。</p> <p>また、獣害対策等については、本条例に規定する「富士市森林喪失影響評価技術指針」により、「優良事業体又は学識経験者の意見に従い必要な管理を行うこと」としており、樹木が自立している状態と判定する基準（植林を終えたものとする基準）として「平均樹高が概ね5メートル以上、かつ林冠被覆率が80%以上であること」と定め、ニホンジカの食害を受けにくくなるまで森林を成長させた時点で事業完了となるしくみを取り入れています。</p> <p>さらに、「富士・愛鷹山麓地域森林機能維持向上制度」においては、保全措置負担事業の負担金額単価1,000円/m²に獣害対策の費用を見込んで単価を設定しており、確実に森林が育成されるよう規定しております。</p> <p>なお、鳥獣害対策については、本条例とは別に以下の取組を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、シカ等による森林の食害被害が増加していることから、「富士市森林整備計画」において、森林生態系多様性基礎調査の結果に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定め、また、その他の区域も併せて、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止の措置を進めております。 ・静岡県は、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定し、富士地域のニホンジカの個体削減に力を入れています。 	2 既に盛り込み済み